

第 57 回 笛吹市地域自立支援協議会

日 時 令和 7 年 10 月 15 日 (水)

午前 9 時 30 分から 12 時

会 場 本館 301 会議室

【出席者】 21 名

委員：風間会長・高橋委員・羽田委員・土屋委員・竹下委員・新沼委員・岩間委員
桑原委員・中野委員・花輪委員・鈴木委員・渡辺委員・雨宮委員・長谷部委員
鈴木委員・石原委員・四家委員・堀内委員・霜村委員・内藤委員・有泉委員

アドバイザー：山梨県立大学教授 高木寛之氏

事務局：内藤センター長・菊島・野中・荻原・鷹野・依田・鶴田・雨宮・平山

1、はじめの言葉

(内藤課長) 皆さんおはようございます。

開会にあたりまして挨拶を交わします。相互に礼よろしくお願ひします。

2、笛吹市地域自立支援協議会 会長あいさつ

笛吹市地域自立支援協議会の風間会長から挨拶をいただきます。

(風間) だいぶ秋を感じずるようになり過ぎやすくなりました。私は自立支援協議会会長の立場で、笛吹市の第 3 次総合計画を策定する審議委員に委嘱されました。8 月 22 日に委嘱式と第 1 回の審議会が行われ、10 月 21 日に 2 回目の委員会があります。自立支援協議会会長として出席しているので、審議委員会へ会議からの要望など提案したいと考えております。

3、高木アドバイザーあいさつ

(内藤) 続きまして、自立支援協議会のアドバイザーとしてご示唆をいただいております。山梨県立大学教授の高木寛之先生からご挨拶をいただきたいと思ひます。

(高木) 本日の次第には報告事項だけではなく協議事項が三つ挙がっています。自立支援協議会で協議する内容として皆さん方の普段考えや問題意識等たくさん伝えていただき会議をより活発により実のあるものにしていただき、県や市の総合政策に上げていく。そういった内容を作っていければと思ひます。

(内藤) 次第にはございませんが今年度から新たに委員になられました桑原光委員が出席されていますので、自己紹介をお願いしたいと思ひます。

(桑原) 今回より参加しています。よろしくお願ひします。

(内藤) それでは早速議事に入りたいと思ひます。笛吹市自立支援協議会設置要綱の第 6 条第 1 項に基づきまして、会長が議長になるとなっておりますので議長を風間会長へお願ひします。

(風間) これから議事に移らせていただきます。実りある会議となるよう皆様のご協力をよろしくお祈いします。では各部会の進捗状況について当事者家族部会より報告をお願いします。

(竹下) 部会の主な活動として、のるーと笛吹の体験、災害学習、基本条例に関して簡単にご報告いたします。のるーとは、まず乗ってみようと部会の皆さんが手分けして体験乗車を行いました。その結果、車椅子で乗るにはちょっと不便かなとか、ドライバーにより親切だったり事務的だったり温度差を感じたなど、色々な意見が出ました。細かい要望は全て担当部署へ報告しました。災害については、部会の中でできるだけ地域の防災訓練に参加することを呼びかけました。市の担当者をお招きして避難所のしくみや種類を学び、支援台帳についても種類や記載内容の説明を受けました。携帯トイレの使い方の説明も受けました。基本条例に関しては、部会の中で色々な意見を出していますが、今後も声を出すようにいたします。家族部会は、身近な困り事を挙げて、広く一般の方に理解していただくことを目標に活動しております。

(風間) ありがとうございます。次に、相談支援部会の報告をお願いします。

(鈴木) 相談支援部会部会長の鈴木です。これまで2回実施しています。4月に年間スケジュールの確認を行い、参加者を固定しないで、幅広く関係者へ声をかけていくことになりました。後半はスーパービジョンの勉強会を行っています。相談支援は色々な人材育成をテーマに考えています。今日も現任研修の一つとして相談支援専門員の現地訓練の見学も行っていきます。第2回目は7月です。6月の本会で出た虐待フローの確認を行い協議する場を作りました。細かい話に関しては、協議事項で出ると思います。その後、事例検討会を新事業所の相談支援事業所ゴールドレトリバー橋本氏にお願いして行いました。長い引きこもりの方への社会参加について、どう関わったかを説明していただきました。第3回は11月に予定しています。虐待をテーマに今年も高橋先生にお話を伺います。笛吹だけでなく峡東三市で地域拠点を目指す皆さんと勉強していく形で毎年20人以上の参加者があります。ぜひ参加していただきたいと思います。

(風間) 次に、児童部会のご報告をお願いいたします。

(荻原) 児童部会は7月に1回行いました。事業所の方、療育コーディネーター、相談支援事業所、市役所等の関係者合計17名の参加でした。内容は事業所マップをもとに各事業所の紹介と今課題として考えられることを出しあい、意見交換、情報交換を行いました。内容は保護者の対応、家庭との連携、感染症や体調不良時の対応、不登校児童生徒の受け入れ、年齢に応じたの発散方法、生理に関して、高校選択の情報交換を行いました。協議事項の中で提案いたしますが市内山間部の小規模小学校の児童福祉サービス利用について情報共有し検討いたしました。今年度の学習会内容については各事業所からの要望等を聞いて決めています。

(風間) 次に、事業所連絡会の報告をお願いいたします。

(雨宮) 事業所連絡会長の雨宮です。事業所連絡会は市内事業所の様々な情報や課題を共有し、サービスの質の向上と事業所同士の連携を図る目標の達成に取り組んでいます。そのためには多くの事業所に参加いただけた成果が必要になります。第1回目は8名、第2回目は11名出席でした。(事務局は除く)今年度からの新事業所4か所が出席しています。体制及び活動目標・内容について意見交換し、小さな疑問や課題について協力して解決できるような体制を確認しています。新事業所が抱えた課題は既存事業所の経験に基づいた意見を参考に対応していく形をとりました。次回はメールでの出席確認と連絡会で取り上げる課題や情

報を事前に把握し効率化を図っていきます。就労支援事業所の販路拡大は以前からも議題に上っていますが、更新というより刷新を行っていかねば多くの成果や工賃向上には繋がらないと考えております。予算等の関係もありますので、この協議会等で皆さんのご意見を聞きながら今年こそ少しでも前進できるように意見交換をしております。また販売の機会ですが、これは笛吹市との連携が欠かせません。9月26日に市役所での販売を行いました。今後もみんなで協力をして広く呼びかけ周知も行い販路を広げていきたいと考えています。そして笛吹市として、農福連携、これは本当に工賃向上に直結いたします。事業所だけでなく、農家さんにもメリットがあるので、実際に事業所部会を中心に取り組んでいきたいと考えております。

(風間) それでは次に委託相談連絡会からご報告をお願いします。

(野中) 基幹相談支援センター野中です。委託相談連絡会は今年度から毎月第4金曜日に開催しています。ケースの支援、困難ケースの共有を行っています。ケースの支援経過は委託相談を依頼したケースを4~5件程度共有しています。困難ケースとして精神障害のある方と事業所とのトラブルや、ご家族とのトラブルなどの介入について検討しています。不登校で福祉サービスを利用する児童が増えている現状から18歳以降も、切れ目のない支援に繋がられるように教育と福祉の連携をテーマに今年度も取り組んでいます。第5回の9月は、家庭全体に支援が必要なケースで、保護者、児童ともに、委託相談が介入し、児童がサービスを利用している困難ケースについて福祉関係者全員で情報共有と課題の共有、支援の検討を行い、役割について整理しました。今後、学校も入った会議の開催を検討していきたいと思っています。最後に障害福祉サービスの利用者が65歳到達になった後の介護保険移行についても、長寿支援課と障害福祉課で共有し、継続したケースの支援を検討していく予定です。

(風間) 次に、計画相談連絡会の報告をお願いします。

(鷹野) 第1回目の計画相談連絡会は5事業所が出席して開催しました。活動目標・活動内容の決定。ヤングケアラーに関する実情と支援について学習会(子育て支援課より)。計画相談マニュアル作成について協議しました。本年度も顔の見えるネットワークの構築やスキルアップを図り質の高い計画相談を目指すことを確認しました。学習会ではヤングケアラーについての支援状況や関係機関との連携、計画相談員としての関わりなどについて、事例を挙げて考えました。また、市で公表している計画相談支援の基本的な流れの確認。各事業所から出されたアンケート結果の共有を行いました。また就労選択支援、各加算取得に関して引き続き確認と共有を図るようにしていきます。就労選択支援学習会、マニュアル作成については今年度中の策定を目標に進めていきたいと思っています。

(風間) ただいま各部会から中間活動状況等の報告、説明をいただきました。皆様から何かご質問があればどうぞ。

(鈴木) 質問というか情報提供をさせていただきます。去年、市内の福祉障害事業所が少ないとの話が出ましたが、事業所が増えました。春日居にA型ができました。あまた、石和でも2ヶ所増えています。それぞれ特徴を持っています。ホテルかげつの月のひかりは無料でお昼ご飯を出していただけます。それを目当てに事業所を選ぶ方々も増えています。以前は障害の方がパティシエになりたいと言っても、そんな仕事できるわけないと思われましたが、一宮のダンケ福祉会はお菓子作りの訓練で一生懸命頑張っています。パティシエも夢ではなくなっています。当事者の方々、周りの方々が何をしたいのかを明確にしていくことも必要となってきています。以前は事業所も少なく仕事を選ぶより空いているところが優先で

したが、今はそうではなくなってきました。何をしたいかどんなふうに活動したいかを一緒に相談できる状況となっています。

(風間) 他にございますか。

(鈴木) 当事者家族部会が出された、のるーとについてですが、社協ではI型III型事業所があり、利用者がのるーとを利用して、家族会やカラオケなど参加しています。自分で予約して自分で運転手と話をして乗ると、運転手さんも雰囲気が変わります。障がい者もあんまり変わらない、と少しわかっていただけようになったと感じています。のるーとに乗りましようとお勧めしていただけたらと思います。

(風間) よろしければ報告事項の二つ目に進みたいと思います。地域活動支援センター事業1型の地域防災訓練の取り組みについて支援センターの鈴木所長よりお願いします。

(鈴木) 今日はホームページから1枚コピーをしてきました。平成24年から地域で暮らす障がい者を地域の皆さんに助けてもらう取り組みを行ってきました。最初は委員の羽田さんから始まり、車いすの方、知的障害者の二人家族や、高齢親の介護をしている障がい者の娘をみんなで助けるなど、テーマを決めてやってきました。コロナ後に再開した時、避難所に避難しても皆さんとうまくなじめず半壊した家に帰る、あるいは車の中で生活した障がい者の方について考えました。障がい者だから全員避難の必要性はどこにあるのか、障がいでも何もできないわけではないので大切なのは孤立させないことがテーマとなった。地域福祉的な視点から軽度の方たちや自立している方たちが地域の防災訓練の参加ができないかと考えました。そこでグループホームの方たちと一緒に防災訓練をしてはどうかということで社協の地域福祉で協力しながら、民生委員さん区長さんなどと協議を重ねて、石和町川中島地区のグループホームらくていと訓練を行いました。このグループホームの方たちは自立した方が多く、元気な方はいざという時に助ける人になれると考えました。去年区長さんや住民さんと話をする中で、川中島地区は若い人は多いが皆さん甲府とかへ働きに出ている。能登の震災も正月で在宅が多かったが平日だったら帰っていない。輪島地区は確かに年寄りたちが働いているが若い人たちは外へ働きに行くので、災害で人が帰ってこられない状況になる。それを想定すると、若い人たちが必要になる。特にあの辺は川が氾濫することもあるので、力のある若い障がい者がいざという時には助けになり活躍できる。ただ話だけでは緊張もするし理解が難しい。訓練の時に、まず顔見知りになりましようこの防災訓練を企画して実施をしました。当日は天気も良く地域の方からも理解があり、自然に受け入れをいただいで交流を持てました。グループホームについても、地域の皆さんに1回見ていただいて、交流の機会を持つと障害でもちゃんと動ける方たちもいるとわかってもらえました。管理者の海野さんが地域に対してすごく理解があり、グループホーム前に川があって、ゴミの収集場にもなっていて、地域のために河川清掃、ゴミの片付けもやりますと実行している。いざというときは僕たちをもっと頼ってくださいとしっかり言っていただきました。今回は1型で地域の中で共生していくという目的を持って地域防災訓練の取り組みを行いましたという報告です。

(風間) ありがとうございます。地域防災訓練の取り組みについて具体例を持って報告をいただきましたが、質問ご意見がありましたらお願いします。

グループホームと地域が連携協力して、防災訓練にも取り組む方策もそれぞれの地域で参考にできたらよいと思います。

ここまでのところで、高木先生からご助言がありましたらお願いします。

(高木) 今回、各部会の報告を出していただきました。今中間ですので、年度末に向けて目標、そして活動内容、これを着々と進めていただきたいというのが第1点。そして改めてこ

の各部会の内容を見ていくと、障害者福祉の幅の広さが、皆さん方も実感できると思います。全てのライフステージ、学童期、青年期、成人期、壮年期、老年期があり、特に委託相談連絡部会のところに書かれている内容が象徴的ですが、学童期から青年期、そして壮年期から老年期という二つの切り替え時期で制度のはざまになるところが とてもポイントになっています。そこでどのように他の分野と連携していくのかというのが、中間の活動状況からも見て取ることができます。ぜひこの会議も様々な分野の方たち、特に行政の方たち中心ですけども来ていただいていますので、この繋がりをうまく作っていただいて、制度のはざままで切り替えの時に皆さん方の生活がガラッとグラフィックに変わらないように少しずつ変わっていけるような内容を目指していただきたいというふうに思います。

(風間) 次の協議事項に移りたいと思います。協議事項が3点ありますが、予定時間として、一つの協議事項について20分を予定しています。話し合われた事項は後ろのホワイトボードに記録しますので、ご確認ください。

それでは1点目です。峡東圏域マネージャー不在の現状について支援センター鈴木所長よりお願いします。

(鈴木) 峡東圏域マネージャーが不在になって時間が経っているところを提案していきたいと思います。今感じているのが、4月以降、講師依頼が増えています。北杜市で介護保険にだんだんと高齢の障がい者が行くがなぜなのか。知的障害の方が自分の体調がうまく表現できずに結果的に手遅れになることがあったり、意思決定支援がはっきりしないまま高齢へ移行になったりすると、いろんなトラブルが出ている。これをどう考えるべきなのだろうかと北杜市の包括から声がかかりました。

つい最近では甲府市社協から成年後見支援のテーマで話をして欲しいと依頼されました。成年後見は介護保険の2000年からスタートしている。自分のことを自分で決定することが難しいからこそ成年後見の力を使うのが、先走り過ぎてしまって本来の支援って何だろうかをもう1回考えていきたいと甲府市から入ってきた。

今日は甲州市のグループからもゴミ屋敷について話をして欲しいと依頼されました。

これは障がいだけでなく地域福祉の課題です。ゴミ屋敷が地域にあると、地域の皆さんと接点を持ち地域の中でいかにうまく解決できるかがとても大事な部分も含めて話をしました。自分のところに依頼が多い理由を聞くと圏域マネージャーがいないことだった。ちょっと難しい話になると、以前は県の障害福祉課に連絡をして、誰かいないかと相談するとその地域の圏域マネージャーを紹介されたようです。今ないないので自分にきているのが実情のようです。圏域マネージャーが話をしたことが他の市町村へ伝わり、圏域マネージャーを通して情報共有も図れたと感じています。

圏域マネージャーが不在になった理由の一つは委託費の問題です。県の委託費が低いので最近では兼任でもいいと言われるのですがこの仕事は兼任では無理です。実は峡東以外の他の圏域でもマネージャーがいない状況になってきています。今後どのように対応していくか協議が必要と考え状況として提案しました。

(風間会長) 圏域マネージャーが不在ということで鈴木所長のところに依頼が来て、大変な面が出てきていると説明をいただきました。

このことに関して質問ご意見がありましたらお願いします。

(渡辺) 地域療育コーディネーターの渡辺です。

圏域マネージャーは、現在は県内2名となっています。圏域マネージャーが不在になり、療育関係の情報共有ができないことに不便さを感じています。個人頼みでつながることが多く、それぞれ役割分担しながら支援を担っていますが、不十分であると感じることが多いです。

(雨宮) 圏域マネージャーが広く様々な分野を取り仕切り、中心的な役割を担ってきました。その方が2年間不在になっている影響は事業を行う立場からはとても感じておりました。兼務ができる仕事ではないので、ぜひ課題を明確にして独自に解決できる策をぜひ講じていただきたいと思います。

(風間) 今二つご意見等出ましたが、鈴木所長、何かその件でありますか。

(鈴木) 話のきっかけは講師依頼ですが、それ以外も障害はエリアが広く、例えば甲府の就労施設に通う方が、笛吹の自宅から駅まで行き電車で甲府駅へいく。そして他の交通手段で施設へ向かう。甲府駅からの交通手段で何かあった時、私達がどこまで手を出せるかを以前は圏域マネージャーに相談していました。あるいは虐待もそうです。最近は家庭内に収まらず遠方の親戚からの聞き取りが必要なことがありコーディネートが必要になる。私は中央市でも委員として派遣されますが甲府と中央市の間に誰が入るのか、市役所の職員だけでは大変でそこにマネージャーがサービス調整をしていました。甲斐市のグループホームに住む方が就労の施設を探したい。本人に合ったものを甲斐市まで足を運んで支援する。非常に時間がかかり1日作業になる。そこを圏域マネージャーが担ってくれていた。仕事として連絡調整や本来個人で動く部分も間に入って調整してくれた。これでうまく進んでいたが、今は影響が出ているため何とか復活していただきたいと思います。市としてどのような形で県に要望しているのか教えていただきたいと思います。

(風間会長) 市としての県への対応についての質問ですが何かありますか。

(内藤) 笛吹市としまして県に今年度初めて要望をさせていただきました。圏域マネージャー不在の実情で困っている内容を県に報告した上で、圏域マネージャーの委託はあくまでも県が行う県事業になりますので、現在不在のマネージャーを確実に確保していただきたいということ、また、確保ができないのであれば、県の職員を例えばこういった自立支援協議会などに派遣し、県の状況の報告や連携のためにこの自立支援協議会の内容を持ち帰り検討する繋ぎ役をしていただく仕組みを作っていただきたいと要望をさせていただいています。

(風間) この問題解決には人と予算の確保が一番難しいところと感じています。最初に申し上げました要望事項として出してもいいのかとそんな気がしています。次の二つ目の協議事項に移らせていただきます。虐待フローチャートの運用についてですが、まず現在の運用状況について、内藤課長補佐より説明をお願いいたします。

(内藤) 障害福祉担当の内藤です。現在の笛吹市養護者による虐待の報告をさせていただきます。まず現時点で養護者からの虐待を疑う案件が3件ありましたが、実際に立ち入り状況調査を行った結果虐待と認められる事案はなかったことを報告いたします。あと、施設内において、当の本人が虐待であると、どうしても言うのでと施設長から報告もありました。施設に訪問し、内容確認を行いました。虐待認定には当たらず虐待案件はなかったことをご報告いたします。

続きまして養護者による虐待対応システムという用紙をご覧ください。まず、虐待の発見者、被害者等からの通報届け出を受理し、コアメンバーによる協議を行います。虐待被害者からのお話の場合、基幹相談支援センターも関わるためコアメンバー協議に基幹職員も入り速やかに事実確認を行います。現状確認、施設で起きた場合は内容把握し、それらを踏まえ立ち入り調査を行います。その結果をもとにコアメンバー会議で虐待であるかどうか認定を行います。精査した結果虐待認定がなければ見守りも含め通常のサービス利用になります。虐待認定の場合は個別ケース会議へ行きます。個別ケース会議は、虐待内容、またその方の状況等により多種多様になりますので、ケースごとメンバー編成、ネットワーク

構築を行います。積極的介入の必要性の有無と養護者と分離検討する場合はその方の保護等の対応になります。分離必要なしでは今後の方向性や見守りの支援について協議します。関係機関関係者による支援の実施、モニタリングですが実支援になりますので虐待担当は入りません。その後、通常支援への移行、モニタリングを行い虐待の心配がないであろうと確認した状態で支援の終結を迎えます。ただ虐待の支援終結し通常サービスに戻っても、確実に虐待がなくなると言い切れないため支援が戻る赤い矢印が入っています。再発防止対応として、通常支援機関で連携をとり、経過観察を行い再発時には障害者虐待担当や基幹相談支援センターおよびサービス事業者など関係機関へ情報提供し、虐待対応を行いたいと思いますのでぜひご協力をよろしくお願いいたします。

(風間) 続きまして、支援センター依田課長補佐よりお願いします。

(依田) 支援センター笛吹で委託相談担当しております依田と申します。今フローチャートの具体的な説明をいただきましたが、このフローチャートを何回見ても実際に自分が相談員として対応の場に立たされた時の具体的な動きが難しいと感じます。このフローチャートを立体的に理解するにはどうしたらいいか。特に相談員が主に関わる個別ケース会議から下になります。そして認定されたケースのモニタリングは具体的にいつ誰がどのような形で行うかが不明確で、実際の対応でかなり戸惑いましたので、事務局会議の中で具体的に示してほしいと提言をしてきました。

過去の虐待認定ケースでは、日々の対応の中に疑わしい状況が出てきます。支援センターでも通報し認定されたケースがありますが、早速に市に相談し担当の方に動いていただき、個別ケース会議を開いていただきました。事例ですと養護者による経済的虐待で、よくよくアセスメントを進めていくと他市に住んでいる親戚が原因で無心に来ていたことがわかり、根本的な解決には目先のひと家族以外に市をまたいで関係機関に動いていただいて、そちらの支援も考えていくというかなり大きな状況になりました。個別ケース会議の中でしっかりと状況を共有し支援者の役割分担が明確になって市が介入したことで、他市との連携がスムーズにいった利点もありました。また個別ケース会議の中でどのタイミングで共有の場を設けるのか、モニタリングをどうしていくのかの確認を行うことが良かったと思います。そこで、2点確認をさせていただきます。まず一点目ですが、通報は研修を通じて周知されていますが、職員人事で担当が変わることは避けられず、そこまでの積み上げを引き継ぐことを意識した体制づくりの必要性を感じています。振り出しに戻ると当然再発してしまいます。担当同士の引き継ぎは当然ですが、それ以外にはどんな方法があると考えていますか。もう一つは、万一再発の場合にフローチャートの一番上の再通報なのか、個別ケース会議に戻ってスタートするのかです。日々の対応で支援者間の認識がバラバラであったり情報が集まりにくかったりして実際に自分がどのような相談方法をとればいいのか非常に困るという声は現場でよく聞いております。以前協議会の中で終結の話があったと思いますが、ご本人が生きている限り終結ではなく、繰り返しモニタリングしていくという回答だったと思います。障害の方を終結させることは非常に難しく家族の共依存などの問題もあり、すっきり分離して終わり終結とはいかないためおそらく継続していくと思います。そのあたりを知りたいところです。よろしくお願いいたします。

(風間) ただいま虐待フローチャートの運用についてご説明をいただきました。ご意見、質問等を頂戴したいと思いますが、依田課長補佐より2点教えて欲しいと要望が出されました。これも含めて質問ご意見をいただきたいと思います。

(霜村) 長寿支援課地域包括担当の霜村といいます。高齢者部門で高齢者虐待の対応をさせていただいている部署になります。依田課長補佐から出された2点について高齢者部門での取り組み事例をお話しします。まず終結に関しては分離の場合はもちろん分離でない場合も高齢者虐待防止法上の会議等の必要性がなくなった時点で一旦終結はしています。そうでない

と虐待のケースがひたすらたまり続けていくということになり、会議が十分機能しなくなるので、必ず終結の基準で一旦終結にしています。その結果残念ながら再発をしたり、経済的虐待では違う家族から何かが起こったり十分な権利擁護ができない場合があります。その場合には再通報として、改めて対応しています。あと、モニタリングですけれども高齢部門の場合は定例でモニタリング会議を毎月設けています。翌月のモニタリング会議までに確認すべきことはここまでにしようとか、翌月ではあまり動きがなさそうなので、2ヶ月後までに目標達成できるかを考え確認しようというようにモニタリング会議を基準にしながら1ヶ月後2ヶ月後、3ヶ月後というような形で、分けるようにはしています。あと、通報の内容や、通報事案発見の視点等に関しては、介護の事業所関係者の方々と共有する場面が欲しいので、毎年何かしらの事業所の方々と通報とか発見後は今の笛吹市の虐待の現状について共有する場面を設けています。またそれらのネットワークを生かしたいので高齢の場合は来週ですけれども、虐待防止ネットワークの運営会議というのをさせていただいております。参考になれば・・ありがとうございます。

(風間) 今高、齢者の虐待に関する対応ということで、何点かお話しいただきました参考になさってください。他にございますか。

(高橋) 弁護士の高橋です。今の点について少しお話しします。
まず虐待については私も来月に研修会開催予定ですが、虐待防止法が基準です。障害者や高齢者は支援を受ける立場にあり、なかなか虐待の声を自らは上げにくい。特に加害者が養護者や施設であればなおさらです。例えば高齢の方が道端で殴られる。これは虐待にあたりません。暴行の傷害事件になります。虐待は限られた環境の中で行われ通報によりはじめて緊急支援に入ります。フローチャートどおり、現在の状況を調査し虐待と認定されたら、どう支援するか検討していく。分離は必要なのか、弁護士が入るのか、どういうサービスを使うのかを決め実際やってみようとなります。そして結果的にどうだったか。モニタリングを継続し本人の生活の安定が確認できた。確かに非常に判断は難しいところはあると思うがそこで一旦終結をします。そしてまた、普段の生活で新たな情報が出たときは再びスタートボタンを押し緊急対応を始めます。そうしていかないと緊急対応がグダグダといつまで対応するのだろうかとなり緊張感が続かなくなってしまいます。
行政によっては養護者の認定については厳しくて、養護者にあたることわかる資料の提出を求められ、このぐらいじゃ養護者に当たらないと市が認定してくれないとか、親族による経済的虐待でしたが、その親族が面倒見てないから虐待に当たらないと言われ対応してくれなかった事案があり、被害的には養護者の必要はなくて親族が良いが虐待認定してくれないことがありました。
また、先ほどの通報ですが、弁護士の私でも虐待と思っても、通報という響きがすごく負担でドキドキしてしまいます。そこで通報の目安としてチェックリストの活用が大切だと思います。自分で考えるとなかなか難しい部分があるためチェックリストに該当すれば目で見て明らかですので、チェックリストにはまりましたので相談してみましたと伝えていただきたいです。そうすると入ったばかりの方も今までの状況を知らない方もチェックリストに入れば相談できますので、ぜひ有効活用していただきたいと思っています。
またフローチャートの一番右上に虐待の疑いなしという部分があります。そもそも虐待の疑いが全くなければ、そこではじかれて右側の生活支援関係機関調整へ行くと思いますが、コアメンバー会議で虐待と認定された場合は下に流れるということですよ。であればコアメンバー会議の下矢印のところに虐待と認定された場合と書いてないと全ての事案で下にいくように思ってしまう。虐待と認定された場合、下に流れてくるというのがわかるようになっていくといいかと思います。それとあわせて、虐待と認定された場合も右上の生活支援とか関係機関調整に行くと思いますので、虐待認定があった場合の別の目印があるとわかりやすくより良いものになるというふうに思いました。

(風間) 高橋先生からチェックリストの活用と、フローチャートのことについてもご指導をいただきました。検討していただきたいと思います。

最近メディアでも施設などで虐待の記事が出てまして、お風呂に入れてやけどや、死亡させたりとか、身体的な暴力、言葉の暴力等話題になりますが、いずれにしてもメディアに出てからでは遅いので、未然に防ぐ取り組みを市でも行っていただくようによろしくお願いします。二つ目の件については他にございますか。

(鷹野) 現場の声、支援者の声として社会福祉法人ぶどうの里での取り組みをお話させていただきます。令和4年から虐待防止委員会の設置を行っておりまして、年1回、今年度は9月に委員会を開催しまして法人内で共有をしていますが、今年度については笛吹市の虐待フローのシステムを法人内で共有をさせていただきました。

なぜかという、ぶどうの里の利用者さんで養護者による虐待の認定ケースが1件ございました。

そのケースを共有すると、現場サイドから認定されたがどのように動いたらいいかという声が多くあり、委員会の中で私からフローチャートの共有とチェックリストの共有を行いました。直接関わっている支援者に笛吹市はこの流れで虐待ケースが動いていると初めて知っていただきました。法人内で議案を共有しながら、養護者への支援はどうかは行政と連携を図って対応していく流れがあり、現場サイドで何かしなきゃいけないとか、私達が何かしなきゃいけないのかという疑問点は行政と連携が取れるシステムがあり、こういう流れで養護者への支援も継続的にできることを共有させていただきました。現場サイドからは、こういうシステムができ非常に良かったという意見がたくさん出ましたので、この場を借りてお話をさせていただきました。

(風間) 他にございますか。

(高橋) 高齢者虐待防止法も障害者虐待防止法も、養護者による虐待の場合は、ご本人の虐待状況の解消の他に、そのバックにはですね養護者が困難を抱えていることが多いということで、養護者に対する支援も法律の網外法律の名前に入っているぐらい大事になってきます。おそらくフローチャートを見ても、実際のケースは様々で、見ただけではどう対応するのかどう盛り込むかはすごく難しい問題だと思います。虐待に認定するかどうかは、その後どういう支援をご本人に対して行うか、養護者に対する支援をどういうふうにしていくのかについて悩むケースがあると思います。山梨県には高齢者の場合に虐待防止の虐待事案について県からアドバイザーを派遣する制度がありました。しかし、障害者については元々なくて、今は障害者権利支援センターで、弁護士派遣ができる制度がありますので、対応に悩むケースについては、社会福祉士さんは場合によっては市の方で対応して、どなたか全然関係ない立場のアドバイザーを呼んで対応検討することも可能だと思います。市の方は無料になりますのでぜひご利用いただければと思います。ちなみに養護者虐待の場合も施設従事者虐待の場合も使用者虐待の場合も、一応障害者虐待の場合には使えるという建前になっています。以上です。

(風間) ありがとうございます。他にございますか。

(菊島) 養護者の支援としていくつかお話が出ました。虐待の対応システムはその都度確認してより良いものに作り変えながら活用し関係者に周知をしていくことと、併せて虐待をしてしまう側の支援が必要となりますが、養護者の背景は様々で、介護疲れや障害の無理解、経済的な問題とか複雑な要因が長年にわたって絡み合っています。何十年も経過して親の高齢化などで隠しきれずに表面化する場合も多いと皆さんも感じていらっしゃると思います。虐待をしてしまう側の支援を考えていくためには、虐待が起きてからのフローとあわせて、

虐待の早期発見や未然に防ぐ予防的な対応という 2 本立ての支援が大事になると思います。今、取り組まれていることがあれば参考に伺いたいと思いますが、いかがですか。

(意見なし)

(内藤) 今日は貴重なご意見等もいただきました。各機関のご意見などもまとめた状態で今後検討してわかりやすいフローを作りたいと思います。

(風間) まだまだ様々な課題がありますが、今後それぞれの立場でまたご意見をいただけたらと思います。それでは三つ目の協議事項に移りたいと思います。市内山間部小学校児童の福祉サービス利用について児童部会の荻原会長よりお願いします。

(荻原) 小規模特認校、具体的には芦川小学校の件ですが、福祉サービスを使っている児童の現状をお伝えし協議していただけたらと提案させていただきます。小規模特定校の入学条件として、笛吹市内に住所がある方で少人数教育を希望する保護者児童が学区内地域に関わりなく通学できる制度です。現在、芦川小学校は 15 名の児童が通学をしています。市教育委員会としては、個に応じた教育が受けられるとしており教育環境は良いと思われます。反面、児童の通学は保護者の責任となっており、学区外児童の保護者は登下校の送迎が大きな負担の状況です。また、学区外の児童が芦川小学校に決めた流れの一例として、学区内の小学校の規模や支援クラスの状況から本当に 6 年間通い続けることができるかの不安が大きく、保護者が就学先として前向きに考えることができなかつた。実際に本人も区域内で学校見学を行った際、校舎に入ることさえ出来なかつた、発達のレベルや、手帳の等級等が支援学校の対象の児童ではないため小規模特認校、芦川小学校に決めた状況です。このように他に選択肢がなかつた児童がいることも確かです。そして、療育活動ですとか、家族の就労等により、放課後や長期休暇に放課後デイサービスの利用を希望している児童に関しては、事業所が芦川小学校に迎えに行き利用している状況にあります。今現在ですけど、サービスを利用している児童は 15 名中 4 名。学区内児童が 1 名、学区外児童が 3 名で、2 事業所が対応をしている状況にあります。

送迎距離と送迎時間は事業所から芦川小学校の往復距離は約 40 キロ、時間は往復 90 分が必要な状況です。今までは送迎時間も、報酬単価に含まれていましたが令和 6 年 4 月の報酬改定により活動時間に応じた報酬となり、そこから送迎時間は除くことになりました。報酬区分に関しては放課後が区分 1、休日に関しては区分 3 になります。

事例を挙げると、下校時間が 3 時の芦川小学校に行く場合約 90 分かかり、14 時 15 分位に事業所を出て戻りが 15 時 45 分位。これが石和町内の小学校に行った場合は、単純 14 時 45 分に出ると 15 時 15 分位ですので、約 60 分の時間的な制約が出ます。

送迎距離も 40 キロ位と 10 キロ位で 30 キロの差があります。子供たちが活動する時間はまずおやつからで活動開始時間が 15 時 45 分。17 時まで活動すると 75 分間。石和町内の学校ですと 15 時 15 分から 17 時までで 105 分の活動時間が保障されます。

これに基づいて報酬の区分も芦川の場合は区分 1 で 1 日 5740 円、石和町内ですと区分 2 で 6090 円となり、約 350 円差が出ます。放デイとして職員の確保や車両、燃料費の確保が必要です。これに対して報酬が少ない状況で、事業所の負担が大きくなっている。活動時間を長くすることも一つの方法かとは思いますが自宅に帰る時間が遅くなることで、帰宅後の流れがどうしてもタイトになる。家族も例えば 5 時までには帰ってほしいとか、その後の流れもあり希望が出てきます。職員の勤務時間の調整が必要で、遅くまで活動を確保することで職員の超過勤務手当など調整が必要になります。

また、現在市内小学校の支援クラスに通っている保護者からは、6 年間は小規模校に応じた教育環境が保障されても地元の大きい中学校に行かなくてはならないとすると負担は大きく、保護者からも不安な声が聞かれています。高校は通信がありいろんなスタイルがあるが中学校は義務教育ですし、地域の中学校へ進学しても 3 年間通い続けることができるかの不安は多くの保護者から聞かれています

そこで対応方法として協議していただきたいのが、教育委員会が小規模の個に応じた教育が可能としているのであれば、通学の負担が少し軽減できる方法はないのかと、具体的にはスクールバスを出してほしい、それが無理であれば、燃料費の補助がいただけたらと、また療育時間が短い現実の中で、学区内小学校で受け入れ可能かどうか検討協議をよろしくお願いします。

(風間) はい、ありがとうございます。具体的に芦川小学校の名前が出ましたが、芦川小学校は運動会なども地域と一緒にやっていて教育環境としてはとてもよいです。小規模できめ細やかな教育がされていて通学している児童は喜んでるように感じます。今お話があったように、放デイの報酬から送迎時間が除かれるので近くの方が高く、芦川が安くなってしまふ。我々から見ても矛盾した感じですが、この辺も含めてご質問ご意見を頂戴します。

(雨宮) この話ですと送迎を療育スタッフがやっているのですね。するとスタッフの負担はすごく大きいです。私どもは放課後等デイサービスを山梨市内で行っていますが、うちのスタッフとして考えると、療育を展開した後に芦川まで往復するとなるとその負担はかなり大きいと感じました。実際に担当するスタッフはどんな意見や感想を持っていますか。

(荻原) ハーモニーの療育事業所ドレミは、学区内の児童が1人、学区外の児童が1人利用者しています。学区外の児童は芦川まで迎えに行き帰りは石和に送ります。芦川学区内の児童は、学校までは迎えに行きますが帰りは八代支所で保護者へ引き渡しをしています。往復となると家族の協力の中で利用をしているという状況になります。

(風間) 事業所と家族の負担が大きいついていうことになりますよね。

(有泉) 給付担当給付担当の有泉と申します。燃料費の補助の件が出ましたが、県の事業に生活介護や、就労移行、就労支援事業B型を福祉サービスで利用している重度の心身障害者に対しては、通所のための事業所等の送迎に、山梨県障害者福祉サービス事業所重度心身障害者自動車送迎費助成事業が令和6年4月1日施行で実施されています。この助成事業は、重度の心身障害者を対象者としていますので障害児の放課後デイサービスに対しては対象にはなりません。今後、市内山間部への児童福祉サービス利用者が増える可能性がありますので、送迎等の助成は必要に応じて今後対策をしていきたいと思っております。

(風間) 費用を捻出するのは大変ですが、ぜひ補助が出せる取り組みを行っていただけるとありがたいです。事務局としては、山間部の小学校児童福祉サービスの通学に関する保護者、事業所の負担軽減を目標として、自立支援協議会としてスクールバスの運用等の要望書を市の学校協議会へ提出したいと考えているようです。

(内藤課長) 本日が本会なので、事務局としては要望書の提出を提案させていただいていますが皆さまのご意見はいかがでしょうか？今このメンバーでご了解いただければ自立支援協議会として要望書を教育委員会に上げさせていただければと思います。

(風間) この協議会として如何かとのことでございますが、何かございますか。

(土屋) 笛吹市障害者家族会の会長の土屋と申します。私の息子もこういう制度を利用して成人になって今、福祉事業所にお世話になっております。障害に関わらず現状に関わらず、前向きにその子がよりよい教育を受ける機会を望んでいます。その制度の交渉や改善に向けて要望をしていただきたいと思います。

(鈴木) 問題の設定の仕方が少し違ってしまったと感じます。この問題は、いわゆる地域によって療育時間が違ってくるのが基本です。燃料費とか職員の負担が最初に来ていますが、そこは例えば療育時間が地域によって違うのでそれを同じようにするためにこういう負担がでてくる。そういうことで進まなければならない。あくまでも地域によって活動時間が変わってしまう。だから、同じ児童でも違ってくるところに意見を出していくことが基本だと思います。

(風間) 特に通学に対する送迎に関わる負担軽減だけではなくて、養育時間の確保についても考えてほしいという意見がありました。

要望事項について、これを学校教育課へ提出することはいかがでしょうか？

(岩間) 高次脳機能障害センターの岩間です。実際にこの事業はどの事業所もあまりやりたがらない事業だと感じます。しかし、必要とする児童のためにサービス展開している。要望書の提出については、子どもたちのためになることであれば大賛成です。

(風間会長) 要望書の中身についても、単なる事業所や保護者の負担軽減だけではないとの意見がありましたがいかがですか。

(菊島) 療育が必要なお子様が希望する選択肢として特認校芦川小へ行き、放課後等サービスの利用を望んでいる状況の中、そのための対応を事業所努力で行っていただいている現状に大変心苦しく思っております。事業所でお子様の療育を受け入れてもらえないと、本人もご家族も困ってしまいます。事業者さんのご厚意で受け入れていただいている状況ですが、療育時間の確保は大事な視点だと思います。学校の教育としての通学の保障について、管轄の学校教育課に検討いただいて芦川小が学区外の子も受け入れるのであれば、保護者と事業所の負担軽減を考えていただきたいと思います。交通手段等スクールバスの利用について、協議会の意見をお伝えしていきたいと思います。

(風間) 療育時間の確保は大事なことですが同時に金銭的（予算的）負担も非常に大事な部分にもなると思います。もう一度精査して学校教育課へ要望書を提出するでよろしいでしょうか？かなり有意義な協議事項になりました。全体を通して高木先生からご助言をいただきたいと思います。

(高木) まず要望に関しては、今のまま要望提出はやめましょう。かなり練れていません。今回初めて協議をいれた協議会をスタートしました。やはり協議の内容が整理されていない印象を受けます。最初の圏域マネージャーの不在の現状についてですが、論点が不在の理由の話と、不在による影響の二つ出ています。その中で何が問題なのか、その問題のどこを深めていきたいのかが実はわかっていません。やや意地悪な言い方をすると、各市や県との情報共有の場がないと言われましたが、他の市町村はどう思っているのでしょうか、そして、県の方にここに来ていただきたいと言われますが、ここに来ていただかなくとも、ここで考えたことをただ単にプリントで送ればいだけですね。そういうふうにも言われてしまうわけです。しっかりとここの強度を練っていただきたい。そして情報共有の場がない、事業所の方たちが来ないとの話もありましたが、これは単に場がないのか、積極的にいく必要がないのかも見極めが必要です。不在による影響が何かをもう一度しっかり見ていただきたいです。マネージャー不在の理由も人材不足なのか、委託費が安いのか業務量が多いのかと三つぐらい論点が出ましたが、人材不足はそもそも人がいないのかそれともそれに当たる専門性を持つ人がいないのかも含めて、しっかり見ないと対応できません。

委託費に関しても、1人分の予算が必要なのかプラスアルファの予算が必要なのか。

この辺もしっかりと話を聞いて強度を高めていただきたい。

虐待の話も大きく二つあったと思います。一つは個別のケース会議の支援の方法を練り上げないとモニタリングがうまくいかない話です。

今日のお話の中では支援方法は大きく二つ、さらにその中が二つに分かれ全部で四つです。大枠の二つは当事者に対する支援と養護者に対する支援になります。

資料では支援としか書かれていませんから対象が誰かがわからないまま話しています。そして、モニタリングで支援の終結が難しいですと言いますが、これは当事者に対して通常サービスと虐待支援を行っているか、どちらに対応する支援の終結か分けて考えないとならないが、ここが分かれています。そして養護者に関しても、虐待に対する支援と養護者が潜在的に抱えている支援課題の支援と、四つの支援がこの中に含まれていて、多分分けて考えてはいるが話しが混同しているので、ここをしっかりと分けましょう。ここをケース会議でしっかりと確認します。

そして虐待の発見者が通報することはとてもハードルが高いという話がありました。

これに関しては相談支援部会の虐待研修会の機能を拡張して虐待に対して我々はどうのように考え対応するかをもう1回確認し、発見相談の精度を上げていただきたい。

そして山間地支援ですけど私も最初楽しく計算をしておりました。区分で見えていくと活動時間当たりの報酬は区分1が短時間で高いのです。1.3倍違います。105分で6000円と75分で5700円では明らかに75分で5700円の方が高いです。一方でこれが送迎時間90分と30分が入った場合逆転します。今度は近場の方で石和学区内が1.3倍高いわけです。この中でどこを論点にしたいのか。

お金が欲しいのなら燃費が高いからガソリン代を出してくれになって終わりですが、そこが論点じゃない。まず大前提として、教育と療育をセットで考えていくことを教育委員会にしっかりとわかってもらわないといけません。今のところこの芦川で障害を持つ児童も教育するならば、教育だけじゃなくて療育がセットじゃないと、この障害を持つ児童は、生活、そしてこれから先の展望を描けないことを理解していただきたい。その上で、時間の話になるのであれば、小学校の中でやるしかありません。でも今回の論点は時間ではなく多分質の話です。送迎をスタッフが行うため疲れてしまう話です。そうすると、移動の確保を療育スタッフ以外が行うことを考えてほしい話になるわけです。療育と移動を特に遠方に関しては分けて提案する。そこで初めてスクールバスとか、または代替手段を考えてほしいと詰めて交渉する。今、私達が問題意識として持っているところが何か、もう一度部会や事務局で練り上げていただきたいなと思って聞いておりました。

(風間) ありがとうございます。高木先生のととても整理されたお話でクリアになって理解できるようになりました。今いただいたご指導をもとにもう一度検討して、そしていいものを作って要望していくなど、取り組みをしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議事内容について何か他にございますか。以上をもちまして議事を終了いたします。

(内藤) 長時間にわたりまして議事進行ありがとうございます。

それでは次第の5に移りたいと思っております。事前に配布させていただきました次第では、第5次障害者基本計画の進捗についてという記載をしてしまいましたが、第5次障害者基本計画の策定についてと修正をさせていただきたいと思っております。

障害福祉課障害福祉担当の内藤課長補佐から説明をお願いいたします。

(内藤) 笛吹市第5次障害者基本計画等の策定についての資料を御覧ください。障害者基本計画は、障害者基本法に基づく法定計画として、市における障害福祉施策の推進に向けた基本的な方向性を定め、障害福祉施策の一層の充実を図っていくための指針となります。現在遂行されております計画が令和8年度末で終わることに伴い令和9年度から令和14年度までの第5次障害者基本計画また令和9年度から令和11年度とする第8次障害福祉計画第4期障害児福祉計画の策定を予定しております。

策定にあたっての基本的な考え方は現行計画の各基本目標に基づく具体的な施策事業の進捗状況を検証する中で当事者家族および事業者並びに庁内関係課の意見を反映し障害者の年齢や障害の特性生活状況などに応じた適切な施策の展開および事業の方策について障害者基本計画策定審議委員会において審議した上で来年度計画を策定していきます。またこの計画策定に当たり本年度計画策定の基礎資料として障害当事者等を対象としたアンケートを9月に実施し生活状況や福祉サービスの状況、利用意向、意見などの把握に努めております。アンケートの調査の概要をご説明いたします。

調査の対象は、令和7年4月1日現在、笛吹市在住または笛吹市で援護している身体障害者手帳の療育手帳精神障害者、精神保健福祉手帳所持者のうち、75歳未満の方1000名を無作為に抽出しアンケート調査を送付いたしました。

調査期間は令和7年9月8日から10月3日といたしましたが、まだ現在も返信があり集計しております。今現在で1000通発送したうちの513通が市役所に戻っています。

来年度は基本計画、福祉計画障害児福祉計画の策定に伴い、審議委員会を立ち上げ、内容についてご審議いただきますのでご協力のほどをよろしくお願いいたします。

(内藤) 基本計画の策定についてご質問等ございますか。策定は皆様方のお力をお借りしなければできませんので、ぜひご協力をお願いいたします。それでは6のその他に移りたいと思います。お手元の「かたりば」のチラシについて新沼委員からご紹介をいただきます。

(新沼) 「かたりば」は毎年開催しています。僕が所属している山梨県自立支援協議会権利擁護部会で、毎年テーマを決めて話し合いをするのですが、今年は差別についてです。差別解消法が去年改正されて、民間の努力義務から義務に変わりましたが、それに応じて当事者の生活が変わったかなど話します。関心がある方ならどなたでも参加いただけます。どのような内容かといいますと、当事者の精神1人身体2人合計3人が話題提供します。グループにわかれて差別について事例を話し、その事例についてどうしたらなくなるか、またどのような未来を望むか、そのようなことを話し合います。10月31日開催します。

(内藤) チラシのとおり国中で10月31日、郡内で11月12日、時間が1時半から3時半までです。ぜひ多くの皆様ご参加いただければと思います。

(山涌) 健康作り課の山涌と申します。「引きこもりの理解と支援当事者の視点から」のチラシですが、ネット山梨ということで12の市町が集まり構成されています。講師の林先生はご自身も不登校から引きこもりの経験があり貴重なお話の機会です。しかも今年は笛吹市で講演をしてくださることになっています。ぜひ興味のある方はご参加ください。

(内藤) 多くの皆様のご参加をお願いします。続きまして、長谷部委員をお願いします。

(長谷部) 社会福祉協議会の長谷部です。12月15日(月)午後1時30分よりスコレーセンターで地域福祉のことを広く多くの分野の方みんなで語る機会をセミナーという形で開催します。講師の武蔵野大渡辺先生は社会福祉協議会の評議員で河口湖にお住まいです。地域福祉に携わり活躍されています。社会福祉協議会に策定されました「社会福祉協議会基本要綱2025」をもとにお話を伺います。今後も地域福祉について多くの企画をさせていただきますのでご参加ください。

(内藤課長) それでは他に何かありますか。

(鈴木) 笛吹市の第5次障害基本計画と実は同時進行で社協も今、地域の活動計画の策定を進めています。今評価の時期になっておりますので、皆様からいろいろと意見やアンケート調査(該当者)に協力をお願いします。

(内藤) 他にもありますか。よろしいでしょうか?それでは終わりの言葉を副会長からお願いしたいと思います。

(羽田) (手話通訳あり)

本日はご多忙のなか第57回自立支援協議会本会議に出席いただき、ありがとうございました。忌憚のない意見で障がい者の自立支援の向上のために協議できたことを本当に感謝申し上げます。東京デフリンピックが開催されます。障がいのある人障害のない人関係なく共に汗をかいて交流ができる施設ができたり、キャラバンカーが回ったり、イベントが盛んに行われたりと社会の中でも、障がい者に対する差別、偏見というものが少しずつですが変わってきているように思います。しかし、地域生活にはまだまだ見えない壁があるように感じています。この壁がこの自立支援協議会の中で少しずつなくなることを期待しています。皆様、ありがとうございました。

(内藤) 以上で予定していた内容は全て終了となります。長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。高木先生からいただきましたアドバイス、また本日皆様方からいただきましたご意見を今後の部会の活動や福祉行政に活かせるよう検討をさせていただきます。以上をもちまして、第57回笛吹市地域自立支援協議会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。